

北九州市立市民センター管理要綱

（趣旨）

第1条 北九州市市民センター条例及び北九州市市民センター条例施行規則に定めるもののほか、北九州市立市民センターの管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（入館の制限）

第2条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人に迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

（暴力団等の使用の制限）

第3条 市長は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の使用又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による暴力団を利する目的での使用は、承認しない。

2 市長は、前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の承認を取り消すものとする。

（使用の条件）

第4条 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を承認することができる。

（使用者の守るべき事項）

第5条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 各室の使用できる人員を越えないこと。
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (3) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと。
- (5) 承認を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 承認目的以外の目的に使用しないこと。

（選挙運動期間中の個人演説会等の使用）

第6条 公職選挙法を適用する（準用する場合を含む。）各種選挙（第12条第3号において「各種選挙」という。）の運動期間中における個人演説会及び政党演説会など（以下「個人演説会等」という。）の開催について、各区選挙管理委員会を通じて申込があった場合には、個人演説会等を優先できるよう、利用調整を行うものとする。

2 個人演説会等を休館日等に行う場合の取扱いは、次の各号のとおり

とする。

(1) 休館日 個人演説会等の時間帯のみ臨時開館する。

(2) 供用時間の延長 供用時間が17時までの日に限り、個人演説会等の時間帯のみ供用時間を延長する。

3 個人演説会等の事務処理対応については、別記のとおりとする。

(複写機の使用)

第7条 複写機を使用しようとする者は、館長に申出、その承認を受けなければならない。

2 複写機の使用については、管理上支障があるとき、または館長が適当でないと認める場合は、使用することができない。

3 複写機を利用する場合の複写料・印刷料は、次の各号のとおりとする。

(1) 複写料 1枚 20円

(2) 印刷料 原紙1枚 50円

印刷1枚 3円(用紙持込は2円)

4 使用者が次の各号に該当するときは、複写料を5割減免する。

(1) 講座等で使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

(開館日拡大の申請)

第8条 開館日拡大とは、市民センターにおいて、市民センターの休館日(ただし、年末年始を除く。)を臨時に開館すること及び供用時間が17時までの日の供用時間を延長することをいう。

2 前項による使用を申請する場合は、使用しようとする日の1月前までに、開館日拡大・臨時開館の申請書を提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(開館日拡大の承認)

第9条 市長は、申請書の記載内容を審査の上、次の各号の場合に、日程調整ができる場合に限り承認するものとする。

(1) 地域活動の促進や社会に還元する活動を目的としたもので、地域全体(概ね小学校区)に関わる会議や行事等(文化祭、運動会、センター祭り等)で利用する場合

(2) 前号の規定にかかわらず、まちづくり協議会と協議の上、地域の実情から開館の必要があると認められる場合。ただし、個人及びクラブ等が趣味等で利用する場合は承認を行わないものとする。

(開館日拡大に伴う代替の休館日)

第10条 開館日拡大を行っても、原則として、代替の休館日等は設けないものとする。

(開館日拡大の職員体制)

第11条 開館日拡大を実施した場合、原則として館長が対応するものとする。ただし、必要に応じて職員で対応できるものとする。

(使用料の減免)

第12条 北九州市市民センター条例第5条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 市の主催により使用するとき

各室使用料、器具使用料及び冷暖房使用料の全額免除

(2) 市の共催により使用するとき、又は市内に事務所を有する校区まちづくり協議会及びその構成団体、社会福祉団体、社会教育関係団体、学校教育関係団体、又はこれらに準ずる団体が、その目的のために使用するとき

各室使用料、器具使用料の全額免除

(3) 各区の選挙管理委員会を通じて、各種選挙の運動期間中に個人演説会等を開催するとき

候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り、区選挙管理委員会が負担する各室使用料、器具使用料の全額免除

(4) 前号に掲げる場合のほか、別表1のとおり市長が特に必要と認めるとき。

(職員の立ち入り)

第13条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(申請書)

第14条 申請書の様式は、別紙のとおりとする。

(1) 市民センター使用申請書

第1号様式

(2) 市民センター開館日拡大・臨時開館申請書

第2号様式

付 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別表1)

区分	減免の割合
地域高齢者が、年長者いこいの家と同様の趣旨で実施する自主活動で使用する時	和室使用料、器具使用料及び冷暖房使用料の全額
各校(地)区社会福祉協議会が、ふれあいネットワーク事業のために使用する時	冷暖房使用料の全額
各区食生活改善推進協議会グループが、ふれあい昼食交流会事業のために使用する時	冷暖房使用料の全額
市の事業に準じた活動を行っている子ども食堂実施団体が、子ども食堂事業のために使用する時	各室使用料、器具使用料及び冷暖房使用料の全額
調理室を会議室として使用する時	調理室使用料から会議室使用料を差し引いた額

選挙の個人演説会等の市民センター利用について

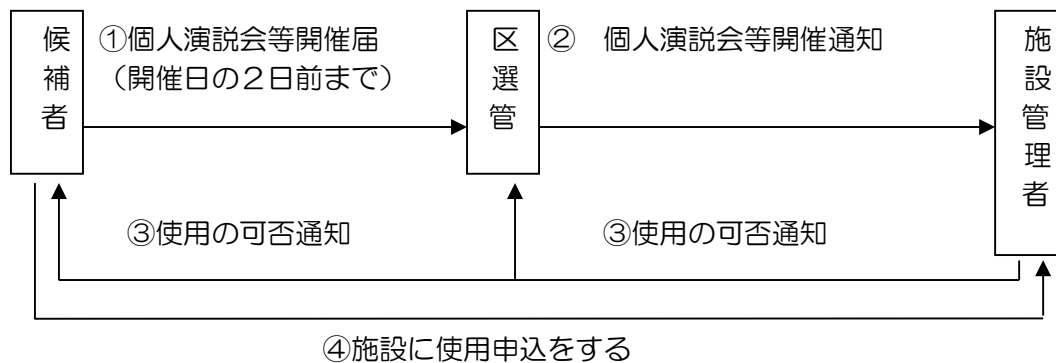
1 事務処理対応

- ① 当該選挙を管理する選挙管理委員会から選挙期日の通知があった場合には市選挙管理委員会は、市民センター室に選挙期日を通知する。
- ② 市民センター室は、各区のコミュニティ支援課に選挙運動期間を通知する。
- ③ 各区のコミュニティ支援課は、各市民センターに選挙運動期間を通知する。
- ④ 各市民センターは、選挙運動期間に市民から利用の申出があった場合、「個人演説会等の利用が入った場合、利用期間を変更していただくことがあります。」と条件付きで許可する。
- ⑤ 選挙期日の告示日（公示日）から個人演説会等開催日の4日前までに区選挙管理委員会に個人演説会等開催届が提出された場合は、市民利用者に利用期日の変更をお願いする。
- ⑥ 個人演説会等開催日の2日前又は3日前に区選挙管理委員会に個人演説会等開催届が提出された場合は、市民利用を優先する。
- ⑦ 市選挙管理委員会から選挙期日の通知がある前にすでに利用許可をしているものや年間行事、事前PRをしているものについては、市民利用を優先する。

2 利用場所 多目的ホール（講堂） （参考）

区 分	選挙期日の告示日又は公示日
① 衆議院議員の選挙	選挙期日の12日前
② 参議院議員の選挙	// 17日前
③ 都道府県知事の選挙	// 17日前
④ 都道府県の議会の議員の選挙	// 9日前
⑤ 指定都市の長の選挙	// 14日前
⑥ 指定都市の議会の議員の選挙	// 9日前

個人演説会の開催手続き（選挙期日の告示日又は公示日から）



使用承認					受付	整理番号
担当	館長	係員	係長	課長		
					年 月 日	第 号

1回目 / 2回目以降

年 月 日

_____ 市民センター使用申請書

北九州市長様

住所 _____

団体名 _____

(フリガナ) _____ 性別 男・女

代表者(個人)氏名 _____

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

使用責任者氏名 _____

電話(団体) _____ (個人) _____

北九州市市民センター条例・条例施行規則、裏面の注意事項を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がありますことに、同意します。

使用目的				
使用日時	年 月 日() 時 分~ 時 分	年 月 日() 時 分~ 時 分	年 月 日() 時 分~ 時 分	年 月 日() 時 分~ 時 分
使用する室	室	室	室	室
使用予定人数	人	人	人	人
資料等実費徴収の場合に記入	料金	料金	料金	料金
	方法	方法	方法	方法
要綱に基づく減免申請	する しない	する しない	する しない	する しない

各室使用料①	円	円	円	円
器具使用料②	コンロ 台(使用時間 延べ 時間) 個 コンセント 個 円	コンロ 台(使用時間 延べ 時間) 個 コンセント 個 円	コンロ 台(使用時間 延べ 時間) 個 コンセント 個 円	コンロ 台(使用時間 延べ 時間) 個 コンセント 個 円
減免額③	円	円	円	円
計④(①+②-③)	円	円	円	円
領収書番号(室)④				
振込年月日④	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
冷暖房使用料⑤	時 分~ 時 分 時 分~ 時 分 円	時 分~ 時 分 時 分~ 時 分 円	時 分~ 時 分 時 分~ 時 分 円	時 分~ 時 分 時 分~ 時 分 円
減免額⑥	円	円	円	円
計⑦(⑤-⑥)	円	円	円	円
領収書番号(冷暖房)⑦				
振込年月日⑦	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

使用料区分(各室、器具)		使用料区分(冷暖房)	
多目的ホール	150㎡以上	1時間又はその端数ごとに270円	面積が50㎡未満の室
	150㎡未満	1時間又はその端数ごとに180円	面積が50㎡以上 100㎡未満の室
和室・調理室	1時間又はその端数ごとに140円	面積が100㎡以上 150㎡未満の室	30分又はその端数ごとに70円
その他の室	1時間又はその端数ごとに80円		30分又はその端数ごとに140円
調理用コンロ	1台	1時間又はその端数ごとに40円	30分又はその端数ごとに210円
電気コンセント	1個	100円	面積が150㎡以上の室
			石油ストーブ 1台
			30分又はその端数ごとに280円
			30分又はその端数ごとに20円

減免許可		1 市の主催		5-2 社会教育関係団体(その他)	
各室・器具使用料	する しない	2 市の共催		6 学校教育関係団体	
冷暖房使用料	する しない	3 校区まちづくり協議会及び構成団体		7 準ずる団体	
		4 社会福祉団体		8 個人演説会	
		5-1 社会教育関係団体(登録クラブ)		9 別表1の場合	

- ※ 太枠内のみ記入してください。
- ※ センターの都合により、使用日時及び使用室を変更又は中止していただくことがあります。
- ※ 市外居住者の使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額になります。
- ※ 記載された個人情報は、当該市民センターの使用に関する以外に使用することはありません。
- ※ 同年度内に使用申請する時は、2回目以降、「フリガナ」、「生年月日」、「性別」を省略できます。ただし、代表者に変更がある場合は除きます。

市民センターの使用に際して

1 使用の不許可

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 市民センターの設置の目的に反するとき
- (3) 営利を主たる目的とするとき
- (4) 市民センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき
- (5) 市民センターの管理上支障があると認められるとき

〈不許可に該当するもの〉

○営利を主たる目的とするとき

・営利を目的とした物品の販売や勧誘活動、宣伝、講座の開催

○暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき

○宗教団体が宗教儀式、布教活動を主たる目的とするとき

○その他、申請相談時に利用目的等を聴取し、適否を判断する

- ※ 1 この処分不服がある場合は、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に北九州市長に対して審査請求をすることができます。(なお、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分を行った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として(訴訟において北九州市を代表する者は北九州市長となります。)、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分を行った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えをすることができます。

2 入館の制限

市民センター館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、または退館を命ずることができる。

- (1) 酩酊している者
- (2) 他人に迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

3 使用者の守るべき事項

- (1) 各室の使用できる人員を超えないこと
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと
- (3) 定められた場所以外で火器を使用しないこと
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと
- (5) 承認を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと
- (6) 承認目的以外の目的に使用しないこと

4 使用料の不返還

既に納付した使用料は、返還しない。

ただし、天災その他使用者の責めによらない事由により市民センターを使用することができないときは、すでに納付した使用料を返還することができる。

	館長	係員	係長	課長
月				
日				

年 月 日	
北九州市長 様	
_____ 市民センター 開館日拡大・臨時開館 申請書	
北九州市市民センター条例施行規則第2条及び第3条の規定による休館日等の閉館時間の利用について、北九州市市民センター条例等を承諾のうえ、下記のとおり申請します。	
記	
氏名・ 連絡先 使用人数	団体名 _____ 代表者 _____ 使用責任者 _____ 使用予定人数 ()
日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
使用目的 と内容	_____ _____ _____
使用する室	_____
開館理由 (どちらかに○を記入)	1 開館日拡大事業としての開館 2 上記以外での臨時開館
特記事項 (館長記入欄)	_____ _____ _____

※ 太枠内のみ記入してください。